添付１

交付申請日を記載してください。

記載例

　　　　 2022年〇〇月〇〇日

一般社団法人低炭素投資促進機構

理事長　柏木　孝夫　殿

申請者 住　　　所　東京都中央区〇〇　一丁目1番1号

名　　　称 〇〇株式会社

代表者等名 〇〇　〇〇

令和３年度再エネ調達市場価格変動保険加入支援事業費補助金交付申請に係る確認書

令和３年度再エネ調達市場価格変動保険加入支援事業費補助金の交付を申請するにあたり、下記１．から４．に記載する事項について確認いたしました。

加入した保険商品にチェックを入れてください。

また、該当する調達電力すべてにチェックを入れてください。

※記載のない調達電力は補助金対象外です。

記

１．補助対象となる保険・調達電力の確認**【該当するものにチェック】**

損害保険ジャパン株式会社　電力調達費用安定化保険(自治体電力用)

　　　　・補償される調達電力（ FIT特定卸供給　 FIT小売買取）

　　　　・保険料払込方法（ 一括払　 月払）

東京海上日動火災保険株式会社　電力卸売価格変動保険

　　　　・補償される調達電力（ FIT特定卸供給　 FIT小売買取）

三井住友海上火災保険株式会社　自治体新電力サポート保険(天候保険)

　　　　・補償される調達電力（ FIT特定卸供給　 FIT小売買取）

**※確認資料として、保険対象となる電気の調達及びその保険料が記載された保険証券（写）又は付保を証明する書類等を添付してください。**

２．補助対象者に関する要件の確認

当社（団体である場合は当団体）は、次の①から⑤のいずれかに該当する小売電気事業者であり、かつ、みなし大企業（※１）ではありません。

1. 中小企業基本法第２条に規定する中小企業者（※２）であるもの
2. 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の３分の２以上が中小企業基本法第２条に規定する中小企業者（※２）であるもの
3. 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の３分の２以上が中小企業基本法第２条に規定する中小企業者（※２）であるもの
4. 一般社団法人又は一般財団法人であって、本事業の実施主体として適当と認められるもの
5. 公益財団法人又は公益社団法人であって、本事業の実施主体として適当と認められるもの

**【確認事項（□にチェック及び記入）】**

内容に相違ないことを確認の上、３か所の□にチェックを入れてください。また、各項目について、記入事項をすべて記載してください。

補助対象者に関する要件を満たしている。

①から⑤のうち該当するもの　　　　　　　　①

①に該当する場合

・常時使用する従業員の数　　　　　　　　30 　人

・資本金の額又は出資の総額　　　　　　3000　万円

・主たる業種　　　　　　　　　　　　　小売

みなし大企業（※１）に該当しないことに相違ない。

出資者と出資比率を記載してください。（株主名簿の提出で代替することも可）

|  |  |
| --- | --- |
| 出資者の名称 | 出資比率 |
| 株式会社〇〇〇 | 40％ |
| 株式会社△△△ | 30％ |
| □□ 太郎 | 20％ |
|  | ％ |
|  | ％ |

※これらの事項の該当の有無の確認のため、会社事業概況書や法人税申告書等の提出を求めることがあります。

次の①から④のいずれかに該当する。

① 地域公共団体による出資

② 地域公共団体との出向・人材交流（自治体職員・首長の要職への兼務）

③ 条例に基づく事業の実施

④ 地方公共団体との共同事業の実施を事業計画に明記している

　　上記①から④のうち該当するもの　　　　　　　　①

内容を確認の上、チェックを入れてください。

**※確認資料として、事業計画書・HP等の写しを添付してください。**

３．情報の取り扱い

**情報の取扱いについての同意確認**

一般社団法人低炭素投資促進機構（以下「GIO」といいます。）は、ご記入いただいた情報を、再エネ調達市場価格変動保険加入支援補助事業の実施・運営のために利用するほか下記①、②について、その他業務上必要とする範囲で情報取得・利用・提供を行います。

①GIOが、上記事業の運営のために、保険会社等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。

②GIOが、上記事業の運営のために、資源エネルギー庁に情報提供を行うことがあること。

同意する　　　　 同意しない（本事業の対象とはなりません）

４．留意事項

本補助金は、補助対象者に関する要件を満たす者のみが利用できるものであり、上記２．に記載した内容が事実と相違していた場合は、支払われた補助金の返還を求めることがあります。

※１「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する者とします。

①発行済株式の総数又は出資価額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業者

②発行済株式の総数又は出資価額の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業者

③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者

④発行済株式の総数又は出資価格の総額を（１）～（３）に該当する中小企業者が所有している中小企業者

⑤（１）～（３）に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

なお、ここでいう大企業とは、中小企業基本法第２条に規定する中小企業者（※２）以外の者を指します。

※２ 中小企業基本法第２条で定める中小企業要件

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業種 | 中小企業者　（いずれかを満たす） | |
| 資本金の額　　　　　又は出資の総額 | 常時使用する  従業員の数 |
| 1. 製造業、建設業、運輸業、　　　　　　　　その他の業種（下記②～④を除く） | 3億円以下 | 300人以下 |
| 1. 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| 1. サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 1. 小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 |

以上